

令和5年12月25日

## 第30回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第30回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和5年12月25日(月) 午後2時00分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

### 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
(所有権移転分)  
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに  
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 4 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 5 号 利用状況調査に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

|                |              |                |
|----------------|--------------|----------------|
| 1 番 蓑 田 六 雄    | 2 番 松 木 茂 久  | 3 番 田 中 健 一    |
| 4 番 西 山 昭 二    | 5 番 澤 山 建 志  | 6 番 西 川 路 利 広  |
| 7 番 下 吉 一 郎    | 8 番 田 代 繁 樹  | 9 番 永 吉 正 文    |
| 10 番 内 蘭 光 弘   | 11 番 西 村 久 則 | 12 番 徳 留 幸 信   |
| 13 番 井 手 康 則   | 14 番 奥 村 祐 樹 | 15 番 井 元 清 八 郎 |
| 16 番 前 田 真 津 美 | 17 番 生 川 裕 也 | 18 番 濱 田 保     |
| 19 番 川 畑 ゆりえ   |              |                |

農地利用最適化推進委員

|                |              |              |
|----------------|--------------|--------------|
| 20 番 川 畑 淳 一   | 21 番 上 拂 忠   | 22 番 田 之 上 洋 |
| 23 番 濱 田 卓 郎   | 24 番 徳 留 力 雄 | 25 番 廣 森 修   |
| 26 番 住 吉 俊 光   | 27 番 大 迫 恵 太 | 28 番 物 袋 唱 二 |
| 29 番 湯 之 上 大 幸 | 30 番 南 圭 司   | 31 番 小 村 亮 太 |
|                |              | 34 番 石 嶺 義 孝 |
| 35 番 前 田 剛     | 36 番 上 赤 政 行 | 37 番 坂 本 三 好 |
| 38 番 鐘 撞 望     |              |              |

1 小委員長

3 番 田 中 健 一

1 欠席委員

32 番 藏 蘭 堅 志      33 番 塚 田 幸 美

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

|              |           |
|--------------|-----------|
| 指宿市農業委員会事務局長 | 西 村 里 志   |
| 主幹兼農地総務係長    | 前 村 修     |
| 農地総務係主査      | 東 川 善 久   |
| 主幹兼振興係長      | 濱 田 真 也   |
| 振興係主事        | 藤 久 保 宏 実 |
| 振興係主事        | 今 吉 蓮 樺   |

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長      前 村 修

1 開会      午後 2 時 0 0 分

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>全員，ご起立ください。</p> <p>一同礼。</p> <p>指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。</p> <p>（唱和）</p> <p>ご着席ください。</p>   |
| 議長  | <p>ただいまの出席人員は，定足数に達しておりますので，これより第30回指宿市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に「9番委員」と「10番委員」を指名いたします。</p> <p>早速，議題に入ります。</p> <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを，議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p> <p>以下については，お目通しください。</p>   |
| 議長  | <p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に，報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを，議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。</p> <p>議案書の3ページをお開きください。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p> <p>取下げ理由は，買い手が見つかり，あっせんの必要がなくなったためです。</p>   |
| 議長  | <p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に，議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，所有権移転分を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>議案書の4ページをお開きください。</p> <p>今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，所有権移転分は，2件でございます。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p>   |

以下については、お目通しください。

今回の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま

議長 皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号の所有権移転分1番と2番については、一括審議願ひます。

ご質疑、ご意見はございませぬか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち所有権移転分の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませぬか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めま

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたしま

事務局 事務局に議案の説明を求めま

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の5ページから20ページまでの58件で、うち新規が51件、再設定が7件となつていま

また、農地中間管理事業の利用権設定34件につきまして、鹿児島県地域振興公社の借受議案の後、農家への転貸議案となります。

議案書の5ページをお開きください。

(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、20ページの総合計は92筆、99,404㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、63筆、65,275㎡となつていま

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

議長 皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願ひます。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を基づき、25番委員

委員  
議長

の退席を求めます。

(25番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(25番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から7ページ9番について、ご審議願います。

この2番から9番については、新規就農者1名に関する案件であり、地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員への報告を求めます。

6番委員

番号2番から9番につきまして、12月5日に私と25番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、農協職員でしたが、8年ほど前から農家である祖父の手伝いをしてきたことから、自分も農業を始めようと思い、このたび新規就農者となりました。

農機具等は知人のものを借用していますが、今後購入を考えているとのことです。

栽培技術・機械の操作については、前職で習得した知識と、祖父の手伝いをしてきた経験があることから問題はありません。

作業に従事するのは、基本的に妻と2人です。

栽培品目としては、オクラ、スナップエンドウを中心に、年間販売高450万円を目指しているとのことです。

今後の計画としては、施設栽培や果樹の栽培も検討しているとのことです。

なお、営農計画書を審議資料の1ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で報告を終わります。

議長

ただいま担当委員による報告のとおりであります。

それでは議案第1号のうち利用権設定分の2番から9番についてご審

15番委員 事務局 議長 委員 議長  
 15番委員 事務局 議長 委員 議長

議願います。  
 ご質疑、ご意見等はございませんか。  
 2番と3番は、10年の使用貸借権を結んでいますが、その理由を教えてください。  
 管理のみの契約ということで、使用貸借権となっています。  
 ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。  
 「なし」の声あり。  
 議案第1号のうち利用権設定分2番から9番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。  
 「異議なし」の声あり。  
 ご異議なしと認めます。  
 よって、議案第1号のうち利用権設定分の2番から9番については、原案のとおり承認することに決定いたします。  
 次に、議案第1号のうち利用権設定分の10番から20ページ58番までは、一括審議願います。  
 ご質疑、ご意見等はございませんか。  
 14番の貸借料について、20年での金額としては安いと思いますが、何か理由がありますか。  
 また、25番の使用貸借が1年間となっている理由と29番が使用貸借権となっている理由を教えてください。  
 14番については、叔父の畑を借りるということで、賃借料が安く設定されています。  
 25番についても、叔父の畑を借りていますが、相続未登記の畑であることから、1年間ずつ見直しを行いながら借りるとのことです。  
 29番については、親子間の貸し借りのため使用貸借となっています。  
 ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。  
 「なし」の声あり。  
 議案第1号のうち利用権設定分の10番から58番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。  
 「異議なし」の声あり。  
 ご異議なしと認めます。  
 よって、議案第1号のうち利用権設定分の10番から58番については、原案のとおり承認することに決定いたします。  
 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

12月10日の転用調査時に私と20番委員、31番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでいただいております。

1番から6番は売買、7番は親族からの贈与、8番から10番は知人からの贈与で、いずれも贈与税に関しては理解しているとのことです。

このうち8番と9番は、関連議案となっております。

隣接する高低差の大きな農地の法面保護を目的に、擁壁を一直線上に設置した結果、新たな境界線が生まれたための、農地交換となっております。

そのため9番の譲受人は、無職ながらも実情を考慮しますと、所有権移転は、やむを得ないものと判断するところです。

また、いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われま。

最後に、農地法第3条調書と位置図および字図につきましても審議資料の2ページから27ページに添付してありますように、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしましたが、審議資料等をご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりです。

それでは、議案第2号の1番から23ページ10番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の1番から10番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から10番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。



小委員長

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は自動車置場です。

審議資料の28ページをご覧ください。

申請地は、                    から西へ80m離れた農地で、東は宅地、西と南は里道、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項としましては、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、市外で自動車整備関連の事業を営んでおり、市内の事業者が保有する大型車両の整備も受託していますが、整備用施設との往来が夜間となってしまうこともあることから、申請地を取得し車両を移動させる際の中継地とする計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う計画です。隣接地には耕作地は無く、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は資材置場です。

審議資料の29ページをご覧ください。

申請地は、                    から北へ170m離れた農地で、東は国道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、市内で造園業を営んでおり、申請地を取得し資材置場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地との境界部分には、ブロックを設置する予定です。

ブロック以外に構造物を設ける計画はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は資材置場です。

審議資料の30ページをご覧ください。

申請地は、                    から南へ90m離れた農地で、東と南は水

路、西と北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、農振農用地区域内の農地ですが、令和5年12月7日付で、第1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当することから、除外が認可されています。

申請人は、市内で建設業を営む法人の代表者で、隣接する既存施設用地を拡大するために申請地を取得し、資材置場の拡張する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地との境界部分にはブロックを設置する予定です。

ブロック以外に構造物を設ける計画はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上3件の申請に対しては、報告のとおり小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案書の25ページをお開きください。

議案第4号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出が1件、貸付申出が2件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の31ページから36ページに掲載しています。

続きまして、買受・借受をご説明します。議案書は21ページになり

ます。

今日は、借受申出1件でございます。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)  
以下については、お目通しください。  
以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
それでは議案第4号について、ご審議願います。  
ご質疑、ご意見はございませんか。

25番委員 　申出人が作っている作物は何ですか。  
事務局 　　観葉植物です。  
議長 　　ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。  
委員 　　「なし」の声あり。  
議長 　　このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局 　　それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。  
売渡・貸付から申し上げますので、議案書の25ページをお開きください。  
番号1は30番委員と11番委員。  
番号2と番号3は31番委員と12番委員。  
引き続き、買受・借受について申し上げます。議案書の26ページをお開きください。  
番号1の垂門地区は25番委員と6番委員。  
番号1の宮之前地区は36番委員と17番委員。  
以上、事務局案として提案いたします。  
皆様のご審議をお願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局案が発表されました。  
それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。  
(各委員了解あり)  
それでは、議案第4号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。  
次に、議案第5号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局 　　事務局に議案の説明を求めます。  
議案第5号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は27ページから28ページになります。

今回の対象地域は、大迫自治公民館周辺です。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、27筆18,435㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにごございませんか。

2番委員

農地法第3条許可申請における許可要件について、確認させていただきます。

下限面積要件が撤廃された後の他の許可要件については、継続して適用されていると思います。その要件の一つに、農作業に従事する日数が、概ね150日以上とありますが、この日数を裏付ける根拠資料等の提出が必要であるか教えてください。

事務局

下限面積要件が撤廃される前と同様，農作業従事日数の根拠となる資料は求めておりません。その代わりに，農業を主に生計を立てているか，農機具，労働力，技術が十分にあるかなどについて聞き取りを行っております。

また，農作業従事日数や農機具の保有などについて，農業委員または推進委員2名からの証明があれば，3条許可申請者として認めております。

議長  
委員  
議長

ほかにご質疑，ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

それでは，その他に入ります。

その他について，事務局の説明を求めます。

事務局

その他についてご説明いたします。議案書の29ページをご覧ください。

その他（議案書29ページを参照して説明）

1. 12月の行事報告
2. 1月の行事予定等
3. その他

議長  
委員  
議長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないようですので，本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして，第30回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後3時10分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員 9番委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 10番委員 \_\_\_\_\_

